

神戸市みんなの手話言語条例案の説明

1. 条例の目的

- ① 手話を言語として認め、手話への理解の促進と手話の普及を図る。
- ② 市民、事業者、行政など関係機関がそれぞれ役割を担い、協働した取り組みを推進する。
- ③ 福祉分野だけではなく、教育、民間、行政など幅広い取り組みを推進する。
- ④ 手話に関する取り組みを定め、総合的・計画的に推進する。
- ⑤ 施策のための財政上の措置を講ずる。

2. 本条例の特徴

- 手話言語条例として、初の議員提案条例であり、政令指定都市初の条例である。
- 施策実施状況については、毎年度、議会への報告を義務づけた。
- 「学校における理解の促進」の条項を設け、学校教育の場での手話への理解を促進するものとした。
- 施策の推進方針を定めるに当たり、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くための協議の場を設けることを義務付け、当事者の意見が反映されるものとした。

3. 条例の構造（目次）

【理念条項】

第 1 条 （目的）

第 2 条 （基本理念）

【原則条項】

第 3 条 （市の責務）

第 4 条 （市民の役割）

第 5 条 （事業者の役割）

【制度条項】

第 6 条 （施策の推進方針）

第 7 条 （学校における理解の促進）

第 8 条 （財政上の措置）

第 9 条 （議会への報告）

< 附 則 >

4. 条文の概要

(目的)

第1条 この条例は、手話への理解の促進及び手話の普及に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する施策に係る基本的事項を定めることにより、手話に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もってろう者及びろう者以外の者が共生する地域社会を実現することを目的とする。

【解説】

条例の目的を定めています。

- ・ 市の責務、市民及び事業者の役割を明らかにする。
- ・ 手話に関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために必要な基本的事項を定める。
- ・ ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を目指す。

(基本理念)

第2条 手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であること及びろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

【解説】

基本理念を定めています。

- ・ 手話が言語であること。
- ・ ろう者が手話によりコミュニケーションを図る権利を有すること。
- ・ ろう者とろう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重すること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう必要な配慮を行い、手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

【解説】

市の責務を定めています。

- ・ 市は、ろう者が日常生活及び社会生活を円滑に営めるよう必要な配慮を行う。
- ・ 手話に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるものとする。

【解説】

市民の役割を定めています。

- ・ 市民は、この条例の基本理念に対する理解を深める。
- ・ 市民は、手話に関する市の施策に協力するよう努める。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話に関する市の施策に協力するよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

【解説】

事業者の役割を定めています。

- ・ 事業者は、この条例の基本理念に対する理解を深める。
- ・ 事業者は、手話に関する市の施策に協力するよう努める。
- ・ 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供するよう努める。

(施策の推進方針)

第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するための方針
(以下「施策の推進方針」という。)を定めるものとする。

- (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
- (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
- (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
- (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

2 施策の推進方針は、障害者のための施策に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものでなければならない。

3 市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くため、これらの者との協議の場を設けなければならない。

【解説】

施策の推進方針について定めています。

- ・ 市は、次の施策を総合的かつ計画的に推進するための方針を定める。
 - (1) 手話への理解の促進及び手話の普及のための施策
 - (2) 手話により情報を取得する機会の拡大のための施策
 - (3) コミュニケーションの手段として手話を選択しやすい環境の整備のための施策
 - (4) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な施策

- ・ 施策の推進方針は、障害者に関する市の基本的な計画と調和が保たれたものであること。
- ・ 市長は、施策の推進方針について、ろう者、手話通訳者その他関係者の意見を聴くための協議の場を設ける。

(学校における理解の促進)

第7条 市は、学校教育の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供その他の手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

【解説】

学校における手話の理解の促進について定めています。

- ・ 学校教育の場において、手話に接する機会を提供するなど、手話への理解の促進に努める。

(財政上の措置)

第8条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

【解説】

財政上の措置について定めています。

- ・ 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を行う。

(議会への報告)

第9条 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告するものとする。

【解説】

議会への報告について定めています。

- ・ 市長は、毎年度、本市の手話に関する施策の実施状況を議会に報告する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

【解説】

施行日について定めています。

- ・ この条例は、平成27年4月1日から施行する。